

理 由

我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が作成する特定間伐等促進計画について定めるとともに、当該計画に基づく間伐等の経費に充てるための交付金を交付する措置、地方財政上の特例措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。